

令和 7 年 5 月 27 日
不動産・建設経済局建設業課

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令 の一部を改正する政令」を閣議決定

～随意契約基準額の改正にあわせ情報公表不要とする少額工事の対象を見直し～

公共工事における随意契約が可能となる金額の改正を受け、発注の見通しや入札契約の内容の公表を行うこととされる工事の対象について、見直しを行いました。

1. 概要

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号。以下「入契法施行令」という。）において、公共工事の発注の見通しや入札契約の内容の公表をすることを規定しておりますが、予定価格が 250 万円を超えないと見込まれるもの等については公表を要しないものとされています。これは予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）における随意契約が可能な金額を参考に設定されたものです。

今般、昨今の企業物価指数等を踏まえ、予決令及び自治令が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から国及び地方公共団体（都道府県及び指定都市）が行う契約について、随意契約が可能となる金額が 400 万円へ引き上げられました。これを受け、入契法施行令における公表が必要となる工事の対象についても改正を行うこととしました。

2. 政令の概要

- 入契法施行令における公共工事の情報公表を不要とする金額の引き上げについて
（第 2 条第 1 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項及び第 7 条第 2 項）
公共工事の発注の見通しや入札及び契約に関する事項の公表を不要とする工事について「予定価格が 250 万円を超えないもの」から、「予定価格が 400 万円を超えないもの」とすることとしました。

3. スケジュール（予定）

公布：令和 7 年 5 月 30 日

施行：令和 7 年 7 月 1 日

【お問合せ先】

不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室 酒井、近藤

TEL 代表：03-5253-8111（内線 24723、24783）、直通：03-5253-8278